平成２８年（フ）第３３２１号
大阪府豊中市熊野町１丁目12番15の３号
債務者　竹之下美和
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５１号
大阪市旭区大宮４丁目５番９号Ｌｉｖｅ工大前204、前住所大阪市阿倍野区文の里３丁目６番16号
債務者　新井　　勉
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３８６号
大阪市生野区巽西４丁目１番６号レオパレスクレスト107号
債務者　渡部　正弘
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２０号
大阪府交野市私市４丁目３番17号
債務者　岩元　秋男
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４５号
大阪市西成区南津守７丁目12番44号　コアレジデンス　210、前住所大阪市西成区南津守６丁目３番73号
債務者　鼻　　駿介
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５２号
大阪市西成区南津守７丁目９番１―417号
債務者　中村　久助
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５６４号
大阪市西成区岸里東１丁目７番４号　グレイス聖天坂　103
債務者　山口　正人
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７０６号
大阪市平野区加美北９丁目７番26―103号
債務者　鈴木鈴枝こと　金　　鈴枝
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８３０号
大阪市城東区今福東２丁目８番６―210号
債務者　松井　文宏
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９８１号
大阪府枚方市杉山手１丁目５番３号
債務者　竹井八千代
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９８２号
大阪府八尾市北木の本１丁目28番地
債務者　西井　康員
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４００３号
大阪府大東市平野屋１丁目１番35号　ＳＴマンション108号
債務者　熊野由佳子（旧姓船間）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５１号
大阪市都島区友渕町１丁目３番２―201号
債務者　河野　慶子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１４号
さいたま市南区鹿手袋７丁目21番18号　ヴィラむさしのＡ棟101
債務者　若松　　太
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
新潟県柏崎市南光町１番53―204号　メゾン・ド・タンブール
債務者　真島　啓至
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１０９号
愛知県愛西市大野町未196番地、従前の住所名古屋市中村区十王町６番17号　第１三鈴ビル501号
債務者　森本　美穂
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４５号
名古屋市中川区豊成町１番２―802号　豊成団地
債務者　倉吉　直子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部